

## 牛の異常産について

流産、早産、死産、体形異常などを主徴とする「牛の異常産」は、細菌、ウイルス、栄養障害など様々な原因で発生します。中でも、蚊やヌカカが媒介するアルボウイルス（アカバネ病、アイノウイルス感染症、チュウザン病等のウイルス）による異常産は、時に大規模な発生となり、経済的な損失が大きいとされています。牛の異常産は全国で散発しており、熊本県でも2013年及び2019年にアカバネ病が、更に2019年にはピートンウイルスの関与が疑われる異常産が発生しました。そして、2023年には、イバラキウイルスと近縁である流行性出血病ウイルス血清型6（EHDV-6）の関与が疑われる嚥下障害や流死産が発生しています。異常産を引き起こす疾病のうち、下表のものは、ワクチンを接種することで予防できます。被害を最小限にするためにも、母牛にワクチンを毎年接種し、農場及び地域全体の抗体保有率を高めることが重要です。

### 牛に異常産を引き起こすウイルス感染症の症状とワクチンによる予防

疾病名	アカバネ病	アイノウイルス感染症	ピートンウイルスの関与を疑う異常産	チュウザン病
発生時期	夏～翌年春			秋～翌年春
臨床症状				
	水無脳症（大脳欠損や小脳欠損）			
ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流産・早産・死産</li> <li>・ 体形異常（脊柱のわん曲等）</li> <li>・ 起立困難</li> <li>・ 盲目等の神経症状</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虚弱、盲目、起立不能</li> <li>・ 体形異常はない</li> </ul>
	異常産3種混合ワクチン（アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症） 異常産4種混合ワクチン（上記＋ピートンウイルスの関与を疑う異常産）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウイルスを媒介する吸血昆虫（蚊やヌカカ）が活発化する前に接種する。</li> <li>・ 未経産牛及び前年度未接種の牛には、4週間隔で2回、筋肉内に接種する。</li> <li>・ 前年度に接種経験のある牛には、1回、筋肉内に接種する。</li> </ul>				

上記のワクチンで予防できる異常産ウイルス以外にも、他の病原体等が原因となる異常産があります。  
異常産がみられた場合には、家保にご連絡ください。

## 飼育動物診療施設の届出事項の変更は済んでいますか？

春は異動や就職のシーズンになります。施設に勤務する獣医師等の変更はありませんか。飼育動物診療施設における届出事項に変更があった場合は、獣医療法第3条の規定に基づく届出が必要です。

### 【獣医療法（第3条）】 《抜粋》

診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から**10日以内**に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た**事項を変更したときも、同様とする。**

以下の事項について変更があった場合は、届出が必要になります。

- 開設者の氏名（※法人の社名変更、結婚などによる改姓などが該当します。開設者が代わった場合は新規届出になります。）
- 開設者の住所
- 診療施設の名称
- 同一場所での住居表示（市町村合併等に伴う住所の変更）
- 管理者の氏名および住所
- 部分的な改築（全面改築は新規届出）
- 診療施設の構造設備
- エックス線装置の廃止、新設
- 診療業務を行う獣医師の氏名
- 診療業務の種類
- 法人の定款



変更する事項によって必要な添付書類は異なります。詳しくは、熊本県のホームページを御確認ください。また、いずれの場合も、変更のあった日から**10日以内の届出**が必要です。10日以内に届出ができなかった場合は、「遅延理由書」を添付する必要があります。

熊本県ホームページ：【飼育動物診療施設】事項変更届および休廃止届

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/78/50401.html>

※インターネットの検索タブに下図のように入力して検索又は右のQRコードを読み込んでください。



熊本県 飼育動物診療施設



## 近隣諸国における越境性家畜伝染病の発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生年月日
高病原性 鳥インフルエンザ (HPAI)	H5N1	台湾	家さん（12件） 野鳥	1月～2月 1月4日
		韓国	野鳥	2月4日
	H5N6	韓国	肉用あひる	2月8日
			野鳥	2月6日
アフリカ豚熱		韓国	野生いのしし（201件）	2月

令和6年(2024年)3月1日現在



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

定期的な消毒を実施しましょう！

